

【質問】 X①社が次のIの方法で、システムの開発業者Y①社を選定し開発することになった。また、X②社が次のIIの方法で、システムの開発業者Y②社を選定し、開発することになった。IとIIで契約の内容がどのように違うか。

I【ア・複数の提案希望業者へ提案依頼】↓「イ・複数の提案」↓「ウ・説明会」↓「エ・質疑応答」↓「オ・発注業者選定」↓「カ・契約書調印」↓「キ・要件定義」↓「ク・外部設計」↓「ケ・内部設計」↓「コ・製造・テスト」↓「サ・納品」↓「シ・稼働」

II【キ・要件定義】↓「ア・複数の提案希望業者へRFP提案依頼」↓「イ・複数のプロポーザル提案」↓「ウ・説明会」↓

「エ・質疑応答」↓「オ・発注業者選定」↓「カ・契約書調印」↓「ク・外部設計」↓「ケ・内部設計」↓「コ・製造・テスト」↓「サ・納品」↓「シ・稼働」

【専門的経験則を正しく理解した回答】 Iの場合の契約の内容は「ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）をキ、ク、ケ、サ、シという手順の中でプロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）をク、ケ、サ、シという手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。Iの場合は、Q（機能）の具

体化は、契約の債務の履行としてY①社によって行われる内容であるが、IIの場合、Q（機能）の具体化即ち要件定義は提案依頼の前にすでにX②社によって実施されており、Y②社は外部設計以降の工程を債務の内容とする点異なる。ところが、現実の裁判官は、さまざまレベルで、システム開発契約に関する専門的経験則が不足しているために、このような回答には辿り着かない。

【不適切な事実認定の例】「そもそも契約の内容は、力で調印された契約書の記載のみによって認定される。キ、ア、イ、ウ、エの手続きは契約内容ではなく単なる参考資料に過ぎないと認定。このような裁判官がいまだに多いのが現状である。システム開発契約が

プロジェクト契約という現代理型の特殊な契約であるという専門的経験則の認識を欠いており売買契約や賃貸借契約と同じ経験則で事実認定をしようとしている。

【不適切な事実認定の例】「Iの契約とIIの契約との違いのシステム開発契約における重要性を認識してくれる裁判官は非常に少数である。」



藤谷 護人

いわゆる提案方式によるシステム開発請負契約の合意内容は何か、という現実の裁判で争われた争点を例に取り上げて、システム開発請負契約裁判における「専門的事実認定（専門的経験則の適正な適用）」の問題点を浮き彫りにする。専門的経験則が乏しく正しく理解できない裁判官が少なくない。

ソフトウェア開発契約に関する民事訴訟—その3

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT-ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。